

中央教育審議会の「46 答申」における

大学入試の共通試験制度構想の形成過程に関する考察

中村 恵佑

A consideration of the formation process of the standardized university entrance exam
in the 1971 report by the Central Education Council

Keisuke NAKAMURA

This paper discusses the formation process of the standardized university entrance exam in the 1971 report by the Central Education Council which was the model of the Joint First-Stage Achievement Test for National and Public Universities. For this purpose, the author analyzes records of proceedings and handouts of the 25th and 26th special committee in the Central Education Council.

This study mainly clarifies two facts. First, committee members were worried about the objectivity and validity of the grade of higher school's report, which had been proposed for evaluation in each university entrance exam. Thus, to reduce their anxiety, it was also suggested in the committee that the grade of the standardized test to university applicants was also evaluated with the grade of higher school's report. Second, the questionnaire about some reform plans of the university entrance exam was sent to members of the Central Education Council, and the effectiveness of the plan to carry out the standardized university entrance exam was highly recognized among those members. On the basis of these facts, it is indicated that the agreement about carrying out the standardized test was formed among members of the Central Education Council.

目次

1. 本研究の背景と目的
2. 先行研究の状況と本研究の意義
3. 第8・9期中央教育審議会の概要と分析方法
4. 審議経過の検討
 - 4-1. 第25、26特別委員会を中心とした審議状況
 - 4-1-1. 第26特別委員会における審議の開始
 - 4-1-2. 「大学入試問題合同小委員会」の設置
 - 4-1-3. 「高等教育の改革に関する基本構想試案」の発表
 - 4-1-4. 「46 答申」の発表
 - 4-2. 小括

5. 結語

1. 本研究の背景と目的

「共通第一次学力試験(共通一次試験)」は、戦後日本における初の本格的な大学入試の共通試験¹として、主に国公立大学の受験生を対象に1979年から毎年1月に実施されることとなった。国語・数学・英語・理科・社会の5教科7科目が受験生に一律に課される単一出題方式を採用した試験であり、この試験と各大学・学部が個々に実施する二次試験を中心とした大学入学者選抜が行われることとなった。そ

の後、1990年からは、新たに1科目からの受験を可能とするアラカルト方式を採用し、私立大学も参加した「大学入試センター試験(センター試験)」へ、そして2021年からは、思考力・判断力・表現力をより一層評価できるように問題内容を改善した「大学入学共通テスト」へと変更されながら今日まで維持される制度となっている。

さて、共通一次試験に繋がる大学入試の共通試験制度構想は、1970年頃から教育関係審議会や高校・大学関係団体等から次々と提言されていたが、この中で実現に向けて最も影響力の大きい提言の一つとなったのが、中央教育審議会(中教審)が1971年6月に発表した「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について(答申)」、いわゆる「46答申」である。この46答申の中で、後述の通り、大学入試改革の一環として「高等学校の学習成果を公正に表示する調査書²を選抜の基礎資料とすること」と、「大学がわが必要とする場合には、進学しようとする専門分野においてとくに重視される特定の能力についてテストを行い、または論文テストや面接を行ってそれらの結果を総合的な判定の資料に加えること」という改革案と共に、「広域的な共通テストを開発し、高等学校間の評価水準の格差を補正するための方法として利用すること」と提言された。この答申の後、かねてからこうした共通試験制度構想に前向きだった国立大学協会(国大協)と文部省を中心に本格的な検討が進められ³、プレテスト等を経て1979年から共通一次試験として実施されることとなったのである。

そこで本研究では、共通一次試験実施の重要な契機の一つだったと言える、中教審の46答申で示された共通試験制度構想がいかなる形成過程を経て提起されるに至ったのかを、議事録・配布資料を中心に明らかにすることを目的とする。

2. 先行研究の状況と本研究の意義

当時の中教審における大学入試の共通試験に関する検討について、大学入試研究を中心とした先行研究では、46答申やその中間報告といった中教審による提言の内容を整理・考察する分析が中心である。

例えば大田は、共通一次試験に至る経緯をまとめの中で、後述の中教審内に設置された大学入試問題合同小委員会(原文では「大学入試合同小委員会」となっている)により、高校の内申書の重視と各大学の個別試験の将来的な廃止という共通試験への布石が出されたことが共通一次試験の発端となったと説明しており、文部省がこの提言にすぐに反応し、文部省内に設置された大学入学者選抜方法の改善に関する会議(大学入試改善会議)で、国大協全国共通学力検査の実施を含む「最終案」が文部大臣に提出されるに至ったと指摘している(大田 1982 106~107頁)。

また浜林は、46答申における大学入試改革に関する提言について、「高校の調査書による選抜を基本とするものであり、共通テストはこれを『補正する方法』にすぎないとされていること」と、「共通テストの開発には『大学と高等学校の自主的な協力』に期待するとされていること」という二点に注目しつつ、文部省が答申の中で共通テストだけを強調しはじめた点や、国立大学だけで共通テストの開発を行っている点等を指摘し、「いま問題となっている共通一次テストではこの二つの点が完全に忘れられている」と述べている(浜林 1978 16~17頁)。

木村は、46答申における大学入試改革に関する提言内容を紹介し、高校の調査書を重視することで「過去」の成績を評価する入試改革の方向性が打ち出されたと説明しているが、その構想は共通一次試験実施に至るまでに棄却されていったと指摘している(木村 2014 9~10頁)。一方、46答申の中間報告では、「公平性の確保」「適切な能力の判定」「下級学校への悪影響の排除」という「日本型大学入学者選抜の三原則」が示されており、結局はその原則に基づいて共通一次試験が実施されることとなったと説明している(同 14~15頁)。

先崎も、46答申における共通テストをはじめとした提言内容を紹介しつつ、「調査書、共通試験、個別学力検査をはじめとした様々な学力指標を活用する総合判定主義」を答申が認定すると同時に、「各大学ごとの選抜だけでは『選抜結果の妥当性』などに限界があることを示すことにより、共通テストは大学(・高校)が総力を結集して成就されるものであることを示唆した」と指摘している(先崎 2010 79~80頁)。

中央教育審議会の「46 答申」における大学入試の共通試験制度構想の形成過程に関する考察

そして大谷は、46 答申に際して、中教審の第 26 特別委員会や大学入試問題合同小委員会(原文では「大学入試合同小委員会」となっている)が大学入試のあり方を集中的に審議していたと指摘した上で、これらの委員会におけるとりまとめでは、「高等学校における調査書の改善とその調査書を入学者選抜の基礎資料とすること」と、「高等学校の評価水準の格差を補正するための広域的な共通テストの導入」の二点が改善の鍵として挙げられていた点や、特に小委員会では、入試は上記二つで行い、個別学力検査は原則として行わないことを念頭に議論が進められた点を指摘している(大谷 2020 3 頁)。そして、「当初は高等学校の調査書と共通テストの併用が模索されていたこと、さらに言えば共通テストは調査書を補正するために行うという主従関係を想定していたことに注意しておきたい」と述べている(同 3 頁)。しかし、提言やとりまとめを基にした指摘に止まっており、本研究のように中教審の議事録や配布資料等の分析からその形成過程を詳細に明らかにしているわけではない⁵。

このように、先行研究では 46 答申における共通試験に関する提言の内容を評価する分析が中心となっている一方、中教審において実際にいかなる審議が行われた結果、共通一次試験に繋がる共通試験制度構想が提言されるに至ったかという、具体的な検討過程を詳細に分析している研究は、管見の限り見られない。

次章で述べる通り、本研究では、中教審第 25、26 特別委員会を中心とした大学入試改革に関する審議経過を、議事録・配布資料等を基に検討し、大学入試研究では十分検討されてこなかった中教審における大学入試の共通試験制度構想の形成過程を明らかにできる点に学術的意義がある。そして分析に基づき、大学入試制度の改善案として、審議の中でなぜ共通試験制度構想が登場し提言されるに至ったのかという理由を考察することを通して、この構想を契機の一つとして実施されることとなった共通一次試験の政策形成過程の一端を解明することに繋がる点にも意義があると考えられる。

3. 第 8・9 期中央教育審議会の概要と分析方法

1967 年 7 月、当時の劔木亨弘文部大臣が中教審に対し、「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」を諮問した。その諮問理由と検討の観点は次の通りである。

(理由)

わが国の学校教育は、過去 1 世紀にわたって長足の進歩をとげ、その普及度は国際的にもきわめて高い水準にあり、わが国の近代国家としての成長と発展に重要な役割を果たしてきた。

一方、現在の学校教育については、新学制発足後 20 年を経た今日、制度的にも内容的にも多くの問題点が指摘されており、その総合的な検討が要求されている。さらに、技術革新の急速な進展と社会の複雑化とは、今後における学校教育にますます多くの新しい課題の解決を要求することが予想される。

よってこの際、わが国の学校教育のこれまでの実績を再検討し問題点を明らかにしてその改善方策を樹立するとともに、今後における国家社会の進展に即応して、長期的な展望のもとに、学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策を検討する必要がある。

(検討の観点)

就学前教育から高等教育までの学校教育の全般にわたり、制度的・内容的に、主として次のような観点から検討する。

- 1 学校教育に対する国家社会の要請と教育の機会均等
- 2 人間の発達段階と個人の能力・適性に応じた効果的な教育
- 3 教育費の効果的な配分と適正な負担区分

この諮問を受けて中教審で教育改革に関する検討が行われることとなったが、以下、藤本(1989 80-83 頁)と石村(1989 86-88 頁)の説明を基にその経過を簡潔に説明する。

審議では、七つの特別委員会が設置され、主に 3 段階に分けて検討が行われた。まず審議を行ったのは第 8 期中教審の第 21、22、23 特別委員会であり、「こ

れまでの学校教育の実態の分析評価とこれに基づいて検討すべき問題点を定める」ことを主題とし、第21特別委員会が「学校教育に対する国家社会の要請と教育の機会均等」、第22特別委員会が「学校制度の変遷と人間の発達段階および個人の能力・適性に応ずる効果的な教育」、第23特別委員会が「教育費の効果的な配分と適正な負担区分」についてそれぞれ検討を行った。

次に、第2段階となる第9期中教審では、「学校教育の拡充整備のための基本構想の作成」の作業として、第25特別委員会が「初等・中等教育に関する基本構想」、第26特別委員会が「高等教育に関する基本構想」についてそれぞれ検討を行った。

そして、第3段階では、「将来に向かっての予測等に基づき学校教育の拡充整備のための行財政上の措置の検討」の作業が主に行われ、第27特別委員会が「基本構想の実現を推進するための実施方針」と「学校教育の改革と拡充整備に必要な資源の見積り」、そして答申の起草に関する審議を、また第28特別委員会が、生涯教育に関して「今後の社会における学校教育の役割」についての審議をそれぞれ行った。

こうして約4年にわたる検討を経て、各段階の中間報告を基に46答申がまとめられ、1971年6月11日の中教審総会で当時の坂田道太文部大臣に答申されたのである。

本研究では、大学入試を含む高等教育に関する審議を担当していた第26特別委員会を中心に、必要に応じて第25特別委員会も含めながら、それらの議事録・配布資料等を基に、大学入試における共通試験制度に関する検討内容や審議経過を分析していく。そして、分析対象とする期間に関しては、第26特別委員会において大学入試に関する本格的な検討が開始された1969年10月から、46答申で提言された共通試験制度構想を含む大学入試改革案の原型が示された、1970年1月に第26特別委員会が発表した「高等教育の改革に関する基本構想試案(中間報告)」までを主な対象とする。なお、分析に使用する議事録・配布資料に関しては、「国立公文書館デジタルアーカイブ⁶⁾」で公開・閲覧可能となっている資料を主に用いて分析を行う。

4. 審議経過の検討

4-1. 第25、26特別委員会を中心とした審議状況

4-1-1. 第26特別委員会における審議の開始

まず、大学入試を含む高等教育改革に関して中心的な審議を行っていた第26特別委員会の委員構成を確認すると、以下の表1の通りとなる。この表からは、大学教授や学長を中心とした大学関係者が主な委員となっていることが分かる。

表1 「第26特別委員会の委員構成」(『教育審議会の総合的研究』の84~85頁を基に筆者作成)

	委員名	肩書(当時)
委員	阿部賢一	元早稲田大学総長
	河盛好蔵	評論家
	古賀逸策	国際電々(株)参与
	篠島秀雄	三菱化成工業(株)社長
	相馬雪香	評論家
	中村元	東京大学教授
	藤田健治	前お茶の水大学学長
	堀尾正雄	京都大学名誉教授
	萬直次	日本経済新聞社社長
臨時委員	市村真一	京都大学東南アジア研究所所長
	坂本二郎	一橋大学教授
	中村隆	東北大学教授
	林雄二郎	東京工業大学教授
	森清	東京学芸大学教授
	森下泰	森下仁丹(株)社長
	吉識雅夫	日本学術振興会理事長
若泉敬	京都産業大学教授	

「中央教育審議会第26特別委員会(第1回~第20回)配布資料」の「中央教育審議会第26特別委員会の今後の審議スケジュールについて⁷⁾」内にある「中央教育審議会第26特別委員会の審議経過について」(1970年1月12日)を見ると、1969年7月7日の総会で第25、26特別委員会が設置され、以降第26特別委員会では「高等教育機関の目的・性格と学校体系上の位置づけについて」や、「高等教育の内容と方法に

中央教育審議会の「46 答申」における大学入試の共通試験制度構想の形成過程に関する考察

ついて」、「高等教育の目的・性格の多様化と教育課程の類型について」、「大学等の組織・編制と管理体制について」といった高等教育改革を中心としたテーマに関して審議を行っていた。また、第 25 特別委員会との合同会議も開催されていた。

本稿では、大学入試の共通試験に関する具体的な審議が第 26 特別委員会で開始された、1969 年 10 月 20 日の第 6 回会議と 10 月 27 日の第 7 回会議⁸からその検討内容を確認していく⁹。審議では、共通試験構想について以下のような意見が出されていたが、特に高校における成績や調査書の重視の意見と絡んで共通試験が有力視されていたことが分かる。

別に 3 の(1)の原案¹⁰を私どもが積極的にいい案だというように結論を持っておるわけじゃございませんが、この案の考え方は、日本中の学校が特色を持って大いに伸びていくようにしたいということはだれでもが言われるわけですが、ある学校がたいへん優秀な学校であるという評価がある段階できますと、現在の制度では、すべての高校生がその学校をチャレンジして、それに試験を受けるということが自由に認められております。そしてその結果、その有名な大学がますます実力においても高いものになっていくということは、優秀な学生がそこに非常に過度に集中するからじゃないか。ですから、東京大学が立派だということは、もちろん先生も立派ですが、そこにはやはり非常に秀れた者が集中してくるということが東京大学の質を決定するのじゃないか。その結果、日本中の大学がすべて東京へ、東京へくるような行き方。したがって、その学校に最も深いつながりを持ち、入学試験にパスできる高等学校が立派な高等学校であり、それにつながる中学校という系列化が起こってくる。そのことを解決しなければ、入試の選抜方法をどうやってみても、それは選んだ者が落ちた者よりもより妥当な判定があったかどうかという技術的な問題になるわけでありませう。したがってここでは、まず高等学校卒業という者は大学受験資格があるのだといういまの制度をやめてしまう考え方、中等教育の段階で中

等教育機関が自分の手で、この範囲の者は高等教育へ進み得る成績の者であるというリミットを中等教育で設けていこう。そしてその数というものが、その地域内の大学の、ここでは特に先ほどの A 案のような一般大学¹¹というものはもちろん全国的に地域的に計画的に整備をしていく、そしてその地域の一般大学に本人が入っていくということはおそらく高校の成績でいけるようにしたい、そういう考え方だと思います。したがって、そこには大学の手による選抜というものが現在のような形では行なわれない。したがって、高等学校の三カ年間の中での勉強がその勝負であるという考え方に切りかえるというたいへん大胆なあれでございます。それは入学試験選抜によって高校がゆがむよりも、高校三年間毎日が入学試験になるという逆な弊害があるということだめだという逆の批判だってあり得るかと思いますが、はたしてそれはしかし当然何らかの形で選抜というものが必要になるとすれば、各教育機関自体の手でやるべきではないか、こういう考え方であります。その場合に、森田(筆者注:原文ママ、「森戸」の誤字と思われる)先生のお尋ねのことも、高等学校が自分の手だけでそのような資格制限をやるということは、非常に情実なり、もろもろの問題がからんでむずかしいのではないか。その場合に、全国の高等学校自身がそういう内部的なコース分けの選別を進める場合に、その客観的な共通のものさしとして能検のようなナショナル・エグザミネーションという制度もそれに併用すべきじゃないか。それを通れば大学に入るというよりも、高校の一、二、三年という必要な段階でそういう全国的な共通テストも高校自身の判断の共通のものさしとして活用するという判断ができるのではないか。そのことによって、日本中の一般大学といわれるものは、ブロック的にそれぞれある水準までバランスをとって整備をする。そして今度はそこで三年間なり四年間なり勉強して、ほんとうに学問をやりたいという人が今度は専門大学に進む段階で、そこでは日本中を一本として、むしろ実力の勝負をやる、そのときにはいま

の高等学校よりも三年間も試験の時期が延びるわけです。おそらく試験の形は、各専門大学の必要なコースに応じてもっと違った種類の試験になるだろう、あるいはいまの大学院の試験に近いようなものになるかもしれない。そういう試験のほうは避けようがないだろう、そこに選抜の勝負を延ばすという考え方がこの案の背景にあるわけです。そういうやり方が中等教育の非常に根本的な問題になるので、これと同じ問題が二十五特別委員会でもまだご議論いただいておりますが、そちらでもご議論いただくことになっております。それを中等教育でやるか、それとも大学自身の手でやはり選抜することにして、その方法をできるだけ合理化するという方法でいく。そこのところが判断の分かれ目になるかと思えます。(筆者注:後略)(西田文部審議官第6回第26特別委員会速記録 230~239頁以下、速記録の発言と配布資料における太下線は筆者による)

その場合、全国的な基準をつくるような、たとえば能検のようなものは今度は入らないのですか。(森戸辰男中教審会長 第6回第26特別委員会速記録 240頁)

おそらくこれは高等学校自体でやるというって、そういう全国的な共通テストが必要だということは、当然この背景に考えなければならぬだろうと思えます。こういう行き方でした場合に、これは私の意見でございますが、それは各高等学校が自分の手でやれるということにはなかなかかなりにくいと思えます。(西田文部審議官第6回第26特別委員会速記録 240~241頁)

(筆者注:前略)大学入試の問題につきまして一番やはり基本的なことは、内申書重視という線はこれはもう当然のことであって、この線をくずしてはいけないということをまず第一に思います。

(筆者注:中略)

繰り返して言いますが、入試に関して言いますと、いろいろこまかい点はございますけれども、やはり内申書を重視するということが大事

ではないかと思えます。そして、いろいろ内申書を重視することに伴う先生に対するいろいろとか、そういう弊害はございますが、それはそれでまた対策を考えるべきであって、本来高等学校での教育というものを充実させることによって、それがおのずと大学への進学の結果になってあらわれるということが筋道だと思います。(市村委員 第7回第26特別委員会速記録 65,67~68頁)

ことしなんか、新聞で見ますと、いまお話しの内申というような種類の手数をとって入学者を選考するというのがだんだんふえてはおるように思えますね。ですから、そういったものに対する利点というものがかなり認識されてきたということにもなっておるんじゃないかと思えます。(古賀主査 第7回第26特別委員会 68頁)

(筆者注:前略)従来行なわれたやり方での内申による選考そのままでは当然うまくいかないだろうということは皆さんお考えになっていることで、それには(筆者注:中略)もう少し手を加えたやり方でなくちゃだめだと思います。(筆者注:後略)(古賀主査 第7回第26特別委員会速記録 75頁)

内申書を重要視せよというのは私はもっともな議論の一つだと思います。それは瞬間的なものではなくして、ある積み上げの成果でありますから、それは非常に重視をすべき点だろうと思えますが、入学試験の内申書重視問題を私の属する大学で度々議論しましたが、そのときにいつもそれがくずれてしまいますのは、先ほど坂本委員がおっしゃったように、いろいろな高等学校でみんな基準が違うじゃないか、そういうのを一律に非常に大きなウェイトで考慮することには欠陥が生ずるじゃないかと、そこへいってしまうとみんなくずれてしまっていて、何度か議論したのは、結局はいいことではあると思いつつながら、それを実際に採用する勇気が出てこない。ですから、その点をどういうぐあいにわ

れわれが勇気を持って、あるいはまた合理性を持って内申書に重点を置き得るようにするかという非常に問題がありはせぬか。(筆者注:後略)(堀尾委員第 7 回第 26 特別委員会速記録 128~130 頁)

(筆者注:前略)アメリカでは、内申書と、それから学校自体の調査と、それから能研テストのようなテストの結果をそろえて、それが大体選考の方法であります。日本でも、内申書あるいは推薦書を用いながら、客観的な基準としては、能研テストのような基本テストによって格づけをするということが必要ではないか。(筆者注:後略)(森戸会長 第 7 回第 26 特別委員会速記録 162 頁)

(筆者注:前略)いわゆる内申書の重視といいますが、高等学校でやったことが一番いいんだということは、これは皆さん大体内申書を重視することには異議はない。ところが、内申書については多少まだ不安が残っておるわけですね。それに応じて、いま会長が言われましたが、能研的なものをやるか。実は予備校なんかでは、何千人かの試験をやってランクをつけておるんですね。五千人受けると五千人中の何番だと、そしてそれによって自分が一体どの学校に行けるんだろうかというような見当を大体つけておるようです。いま旺文社とかいろいろなところでもそういう試験をやっているんですが、それに応じた能研的なもの、いわゆる内申的なもの、そういうものをあわせて、そして学校自体でそういうものを土台にして選ぶ、あるいは学生自体も自分であの学校には私はこれぐらいなんだというようにやっていけばいいんじゃないかというような気がするんですが。(筆者注:後略)大泉考中教審副会長 第 7 回第 26 特別委員会速記録 172~174 頁)

(筆者注:前略)いまのように、大体の方向は内申書の重視ということでもいいということは、それはそれでよろしいと思いますが、それじゃ実

際に内申書の重視だけで全部だじょうぶかしらという心配がちょっとあります。もちろん先ほどからいろいろ条件はついておりまして、できるだけ公正にした上での内申書の重視だということですけども、実際に私は自分が大学にありまして、それを実施する場合にどう実施するか、実はたいへんな問題があると思うんですね。内申書を重視しても、それでとにかくその大学がある学生をとるときには一応のきまったランキングをつけなければならないんですね。その大学だけで自分のところへ希望した者は全部とるんだとなると、あとの大学はどういうことになるのか、必ずしもそう簡単ではないような気がしまして、そういうことがあるものですから、結局ああいう別な学校独自の入学試験というものがあつたわけなので、そこで、一応の筋としてはけっこうでございますけれども、やっぱりいろんな方法の併用ということがある程度まで許されないと、実際問題としては私は非常にむずかしいんじゃないかならうかと思えますものですから、おまとめになることはけっこうなんですが、その根本にはそれだけの余裕だけはちょっと置いておかないと、たとえば中教審でいまのような形でできるだけ客観性を持たせるには内申書重視でいいんだという線が出ますと、ちょっとこれはたいへんじゃないかという気がしますものですから、それだけちょっと私申し上げてみたいと思います。(藤田副主査 第 7 回第 26 特別委員会速記録 176~179 頁)

(筆者注:前略)私は内申制度というものには反対なんで、そのことだけを申し上げておきますが、委員の全員がそういう方向ではない。(筆者注:中略)内申書の客観性なり妥当性というものがほんとに確立されれば別ですが、ちょっと現段階では私は望めないんじゃないかと思えますから。(萬委員 第 7 回第 26 特別委員会速記録 203~204 頁)

なお、この第 7 回会議では「入学者選抜制度」と「大学入学者選抜方法の改革案」としてこれまで各方

面で提案された事項」という資料が配布されていた¹²。

まず「入学者選抜制度」では、「1 入学者選抜制度の根本問題」の「(2)わが国における入学競争の激化の原因」において、次のような問題点が指摘されている。

昭和42年度には、高等学校への進学希望者のうち98%はいずれかの学校に入学しており、また、大学の収容実員は高等学校を新規に卒業した進学希望者の約70~80%に相当しており、その収容力からいえば過度の入学競争が生じる理由はない。

しかし現実には、特定の有名校に志願者が集中し、その競争に打ち勝つための勉強が、下級学校の教育をゆがめたり、大量の浪人を発生させたりしている。このような過度の集中が起る原因としては、つぎのようなことが指摘できる。

a)下級学校の学習成績とは関係なく、各大学が行なうただ一度の学力試験に合格すれば入学できる制度がとられているため、有名校をめざしてくりかえし受験することになること。

b)教育の内容よりは入学の難易度によつて一般社会が大学を評価し、入学さえすれば卒業できることもあつて、有名校に入学することが将来に対する最大の保障と考えられるため、下級学校における進路指導が効果を発揮しないこと。

c)各大学が特色を発揮し、すぐれたものが多元的に併存できるようなくふうや努力が欠如していたこと。

また、「2 入学者選抜方法の改善」では、入試方法の歴史的変遷や、入試における判定資料のうち高校での学業成績が大学入学後の学力の伸びを最も確からしく予測できること等が説明されている。その中で、「入学者選抜方法の改善のための障害」として次の点が指摘されている。

これまで入学者の選抜方法については、学力検査問題の作成方針、調査書の取り扱い方などについて、たえず上級学校と下級学校との間に意見の対立があつた。そして、両者の協力によつ

て問題の解決をはかろうとする気運はきわめて乏しかった。とくに受け入れ側の大学自身が、入学者選抜方法の改善について消極的であり、そのための体制を整えて科学的な研究調査を行なう態度を示さなかつたことは、この問題の解決を困難にしている大きな原因の1つである。

そして、最後に「検討すべき問題点」として、「現在の入学者選抜制度がわが国の学校教育上青少年の人間形成に及ぼす重大な影響をかえりみ、その弊害を最小限度にして結果の妥当性を高めるための選抜方法を技術的に研究するとともに、特定大学への集中を緩和するための方策を総合的に検討する必要がある。」という点を挙げている。

次に「大学入学者選抜方法の改革案としてこれまで各方面で提案された事項」では、「4 大学入試方法の技術的改善」において、次のような改革案が提示されている。

- (1)高校内申書の重視
- (2)記述式テストの重視あるいは論文テストの併用
- (3)全国統一試験の実施(問題作成のみを統一する場合を含む。)
- (4)推せん制度の積極的活用
- (5)高校の教科に応じた学力検査の廃止と大学における新しい能力検査の実施
- (6)入試期日の統一(一期校、二期校の問題)

以上の発言や配布資料からは、具体的な検討当初から、大学入試において高校の調査書をより重視する改革案が有力視されていた一方、その客観性や妥当性について大学関係者である委員等から懸念が示されており、それを担保し懸念を払拭するための手段の一つとして共通試験の実施が挙げられていたことが分かる¹³。

4-1-2. 「大学入試問題合同小委員会」の設置

さて、1969年11月6日に行われた第26特別委員会の第8回会議において、第25、26特別委員会から代表者を出して大学入試改革に関する検討を行う特

中央教育審議会の「46 答申」における大学入試の共通試験制度構想の形成過程に関する考察

別委員会の設置が承認され(第 8 回第 26 特別委員会速記録¹⁴ 6~8 頁)、大学入試問題合同小委員会として 1969 年 11 月 14 日から審議が開始された¹⁵。

「中央教育審議会第 25、26 特別委員会大学入試問題合同小委員会(第 2 回)会議次第」によると、11 月 28 日に開かれた第 2 回小委員会では、資料として、中教審委員に対して行われた大学入学者選抜制度の

改善に関するアンケート調査の結果¹⁶が示された。この中で、特に大学入試方法に関する具体的改革案の妥当性に関する項目について、回答が以下のようにとりまとめられた。

表 2 「中教審委員に対する大学入学者選抜制度の改善に関するアンケート調査の結果の一部」(「中央教育審議会第 25 特別委員会配布資料・(昭 44.9-昭 45.10)」の「中央教育審議会委員に対する大学入学者選抜制度の改善に関するアンケート結果」2~3 頁を参照して筆者作成)

区 分	問題解決の有効性		実行の困難性		解決提案の実施に伴う弊害等
	大	小	大	小	
浪人得点の修正	6	13	8	11	<ul style="list-style-type: none"> ・本来不利な浪人をさらに不利にする。 ・修正方法の妥当性が問題である。 ・相当な準備期間が必要。 ・特別な事情の浪人の取扱い方法は別途検討する必要がある。 ・2 年目以降受験禁止の方が本人のためによい。
高校調査書の重視	21	2	7	13	<ul style="list-style-type: none"> ・高校教育がゆがみ、特定校への集中は緩和しない。 ・信用度と高校格差が問題で、統一試験の併用等が望ましい。 ・公表のできる客観性と妥当性があること。 ・高校の良心的取扱いと追跡調査による高校の評価が必須である。 ・制度だけの問題ではない。根本的人間関係、価値評価を確立すること。
推薦入学制の拡大	14	9	4	15	<ul style="list-style-type: none"> ・学力の低下が問題である。 ・推薦自身が主観的にならなければ可。高校の格差に問題がある。 ・公表し得る客観性、妥当性の限度で行なうべきである。 ・多くても全入学者の 3 分の 1 までか、もれた者にも入学の機会を与える。 ・実行困難なのは人間のあり方による。 ・高校側の自覚が必須条件である。
面接試験の重視	10	9	5	13	<ul style="list-style-type: none"> ・面接技術の適正化の研究と訓練を欠く現状では誤差を混入させるだけである。 ・審査員の個人的主観に偏向するおそれがある。

					<ul style="list-style-type: none"> ・特殊の目的を有する大学においてのみ重視すべきである。 ・教員養成を主とする大学には必須である。
論文テストの活用	15	6	9	10	<ul style="list-style-type: none"> ・学力次元のみで選抜の妥当性が高まれば、大学の階層化が強まり、志願者の集中傾向はさらに強まろう。 ・問題解決とは別だろう。
客観テストの活用	11	8	2	14	
適性テストの活用	17	4	10	7	<ul style="list-style-type: none"> ・信頼できるテストが少ない。 ・結果の追跡調査が必要。 ・コンピューター等の機械が必要となろう。
アドミッション・オフィサーの設置	13	8	11	9	<ul style="list-style-type: none"> ・入試制度の調査等なら可能、それ以上は大学の現状から実施困難 ・アドミッション・オフィサーの作業の認識、人材の選定等を考えて後、導入すべきである。 ・根本となる人間の問題を並列して考えるべきである。 ・文部省の積極性が望まれる。
広域共通テストの活用	17	4	10	9	<ul style="list-style-type: none"> ・統制化のおそれがある。 ・大学自ら行なうように促すこと。 ・画一的にならない努力が必要。 ・実施の方法に考慮を要す。

この結果¹⁷を見ると、「高校調査書の重視」については、その有効性について他と比べ高い評価を受けており、実行の困難性についても65%は困難が少ないと判断していた一方、高校間格差の是正や客観性の担保といった点が課題だと認識されていた。また「広域共通テストの活用」に関しては、他と比べ問題解決の有効性が比較的高かった一方、半数以上が実現の困難性が大きいと判断しており、特に統制化・画一化や具体的実施方法に関する問題が指摘されていたことが分かる。

4-1-3. 「高等教育の改革に関する基本構想試案」の発表

さて、大学入試問題合同小委員会での検討を経て、同委員会より「大学入学者選抜制度の改善に関する基本的な考え方について(報告)¹⁸」が、1969年12月8日に行われた第11回第25特別委員会と第15回第26特別委員会¹⁹でそれぞれ配布資料として提示され審議が行われた。この報告の前文と「1 改善の目標」、

「2 選抜方法の改善」では以下のような改革案が提示されていた²⁰。

本小委員会では、中央教育審議会においてわが国の学校教育全般について再検討が行なわれる場合、大学入学者選抜制度が学校教育全体に及ぼす重大な影響を考え、このことに関する審議会委員の意見もアンケート調査したうえ、基本的にどのような改善の目標と方法を採用することが適当であるかを検討した結果、一応次のような結論を得た。

この問題については、これまでたびたび改善が試みられてきたが、つねに必ずしも所期の成果を収められなかったのは、大学側がその公共的な責任の自覚に立つて積極的な態度をとることが少なく、また、大学と高等学校との間に問題解決のための協力関係が乏しかったためであると思われる。したがって、今後はその点にじゅうぶんな配慮が必要である。

中央教育審議会の「46 答申」における大学入試の共通試験制度構想の形成過程に関する考察

1 改善の目標(筆者注:左下線は原文ママ)

高等学校の段階でその目的に応じた勉学に専念した者の学習成果が公正に評価され、選抜に合格することのみを目的とした特別な学習をしないでも、能力・適性に応じた高等教育機関に入学できるようにすることを改善の中心目標とする。

2 選抜方法の改善(筆者注:左下線は原文ママ)

(1)高等学校側が、生徒の将来についての教育的な判断に立ち、適切な進路指導を行なう必要がある。

(2)高等学校の学習成果を公正に表示する調査書を選抜の基礎資料とする。そのためには、各学校内部における学習成績の評価が、できるだけ客観的な公正を維持できるようにするため専門的・技術的なくふうが必要である。

また、各学校間の評価水準の格差を補正するための方法も考える必要がある。そのためには、広域的な共通テストの利用やアドミッション・オフィサーのような大学側の体制の整備も検討すべきであろう。この場合、このテストは、個人の学力の到達度を弁別することを目的とするよりは、高等教育を受けるのに必要な基礎的な能力・適性を検出するためのものとすべきである。

(3)選抜する大学側がとくに必要とする場合には、上記の資料とあわせて、進学しようとする専門分野においてとくに重視される特定の能力テスト、論文テストまたは面接の結果を総合的な判定の資料とすることもさしつかえない。なお、入学者の一部を高等学校の推せんによつて決定する方法が若干の大学において実施されていることの効果についても留意すべきである。

(筆者注:中略)

4 選抜制度の改善を進める実際的手続き(筆者注:左下線は原文ママ)

現行制度は多年の慣行として定着し、それ

に伴う既定の利害関係が強く、現状の改革を困難にしていることを深く考慮し、上記のような改善を実行に移すためには、次のような方法のいずれが適当であるかを慎重に検討すべきである。

- (1) この基本方針について大学・高等学校当事者の賛同を求め、新しい改革を進めることに積極的な大学またはその地域においてテスト・ケースとして実行し、その成果をもとに全国的な普及をはかる。
- (2) 上記のような試行は、実現困難であるとし(筆者注:手書きで「とし」の部分は「ために」とある)、この改革の方向について国民的な支持を得て、選抜制度に関する法的な措置を講ずる。

そしてこの報告に関して、各委員会で次のような説明・意見が出された。

(筆者注:前略)公的資格云々という問題と、それからもう一つはアドミッション・オフィサーという問題、二つの点が多少気になるのですが、それは現実にアンケートをおとりになりました中では、この項目の賛成のご意見少なかった項目なんです。私は少なくともこうこう(筆者注:原文ママ)理由でお取り上げになったということに対しては決して反対するわけじゃございませんが、特に少なかった項目をお取り上げになったのは何か特別の理由があるかどうかということが一つ問題であることと、それからこれは最終的におきめになるまでは、そういう問題は十分やはりお話しをいただいた上で、最終的な決定をなさる、それだけのコメントを現在つけておきたい、こういうことなんです(筆者注:後略)(吉識委員 第15回第26特別委員会速記録 67-69頁)

(筆者注:前略)共通テストというものをここに一つあげるかあげぬかという問題がありまして、内申書によるが、学校格差をどうするかという問題がありまして、その一つの方法としては共

通テストがあるだろう。しかしもう一つは、大学自身でその問題をやることができるのじゃないか。アメリカなどはそれを非常にやっておるわけです。日本では入学試験の問題だけ熱心であって、その問題をやってないわけです。そして入学した人の成績を調べれば、この学校はどういうふうな地位にあるかということ調べる。そういうふうな形が、これはいま日本では非常に弱い、それも一つの考え方である。それから共通テストが一つの考え方である。こういうふうな形でこれがあがったわけです。共通テストをやるということはいろいろな点で問題があるのじゃないか。大学などでも非常に抵抗があるからあげぬほうがいいのじゃないかというご意見が相当ありました。私自身、ことにそれから高等学校関係のほうも、やはり共通テストをやってやめたんだから、これはどういうものかということをもう少し積極的にあげないと、これを返したのではいけないのじゃないかということを取り上げることにして、だけれども、共通テストだけを取り上げてはいろいろ問題もあるから、むしろアドミッションといろいろなものとあわせながら、こういう過程で二つあがったと思います。(森戸会長 第15回第26特別委員会速記録 69~72頁)

(筆者注:前略)能検に私は関係しておまして、能検が途中でだめになりましたというのですか、いろいろ理由があるのですが、一つは財政的な裏づけが十分でなかったということ、出発点から実は受験料でまかなえるという非常に安易な考え方であったわけですが、これは誤算だと思うのです。それでいったところが、だんだんと受験者が少なくなって、受験料ではまかなえない。それからその前には国家予算でやるということも考えられた。文部省が提案したのですが、ところがそのときには、どうもそうですが、国家から金を出してやると国家統制になる、それが観念的な反対の一番強いことであつたわけです。それで私は、それじゃあ民間に出してもらおうかといって、経団連等にいろいろお話を申し上げ

たのですが、国家の予算が、国家が出さぬものにわれわれが出すわけにいかぬということで、どこへいってもなかなかうまくいかぬということが、それだけじゃございせんが、一つの理由でありましたために、財政的な裏づけということは非常に必要であるということは私は痛感しております。(筆者注:後略)(森戸会長 第15回第26特別委員会速記録 75~77頁)

いまの会長のおっしゃったことで、ちょっと私がかねて気になっていたことがあるのですが、これを機会にちょっと申し上げたいのですが、大学のいまいわゆる大学人の中には一種の矛盾があるように思うのですが、つまりいま会長の言われたように、何か国の予算でやるとかなんとかという、それは国家統制だというふうに非常に反発するという面が一方においてあるにもかかわらず、また一方においては、予算がないからできないのだというようなことで予算を要求するという、そういう非常に趣旨一貫しない面があるのです。だから、それはまことにおかしなことなんで、非常に矛盾していることだと思つたのですが、それが何につけてもあるわけです。ですから、財政的措置云々ということ、これに関する限りはそれでもいいかもしれませんが、何かそういう根本的な矛盾みたいなものが、何らかの形でそれを正していかないと、結局何もできなくなってしまうと思うのです。(筆者注:後略)(林委員 第15回第26特別委員会速記録 79~81頁)

私もそういう話はよく聞きますが、少しこの問題からはずれるかもしれませんが、金は出せ、口は出すな。(古賀主査 第15回第26特別委員会速記録 82頁)

いまの問題と関連するのですが、ですから、このことをやれば、解決に非常によくするのだということであるならば、私はやるべきだと思うのです。しかしそれが非常に大きな利益を生むか生まないかといったようなところにわざわざそういうものを持つてくるのは得策ではなからうというのが私の言っていることです。これは

中央教育審議会の「46 答申」における大学入試の共通試験制度構想の形成過程に関する考察

ぜひやらなければならぬことであれば、これはおやりになることについては私は決して反対はいたしません。賛成でございます。(吉識委員 第15回第26特別委員会速記録 82~83頁)

(筆者注:前略)(筆者注:小委員会の報告に関しては)趣旨の上ではおそらく相当賛成していただけるようなことが多いと思いますので、大体の方向としては二十六(筆者注:特別委員会)ではそういうことを了承として進むという程度でいいんじゃないかと思いますが、どうですか。(古賀主査 第15回第26特別委員会速記録 116頁) けっこうでございます。(西田審議官 第15回第26特別委員会速記録 116頁)

(筆者注:前略)(筆者注:小委員会では)共通テストの問題がやはり一つの問題点として御議論になったという御報告がございました。この共通テストとアドミッション・オフィサーは対になっているということですね。どちらか一つ引き離すとまた非常にクローズアップされてそのことだけが問題になるので、広域的な共通テスト、これはどうしても考えの中に入れるべきだろうというかなり強い御議論が第三回目のときにあつて、それがいれられたということでございます。(筆者注:後略)(平塚益徳主査(国立教育研究所所長²¹) 第11回第25特別委員会速記録 23~24頁)

この小委員会が持たれましたあと、ごく最近の話ですが、東京大学の入試改善委員会、安藤委員会²²というのがあるようでございます。各学部の代表者から構成され、新しい四十六年度以降の東京大学の入試についていろいろ御検討になっていらっしゃる委員会ですが、その委員会と私ども普通科高等学校の校長会の入試の委員との間で、実は先日懇談会を持ったんです。そのとき、東京がいまさまざまな形で検討しているというお話を聞き、同時にそれに対する質疑を行なったんですが、そのときに、先ほど主査から御指摘がありました広域的な共通テストの利用

やアドミッション・オフィサーの問題についても話が若干あんだんです。きょうは論争はやめましょうということが前提条件になっておりまして、論争はしないことにしました。ただお互いに意見交換ということにしようということだったんですが、そのときに、いままでにないことですが、東京大学の安藤委員会のメンバーの先生方は、この広域的な共通テストというものに対してきわめて積極的であつた。とかく消極的に考えられておつたことに対してわりあい積極的に態度を持っていらした。

そこで、この広域テストを考えるということに積極的、肯定的な立場をとっているとすれば、方法論的にどのような方法をとるか。それは、大学が中心となって考えていく、それから高等学校が中心となって考えていく、もう一つは大学と高等学校が共同して考えていく、もう一つの観点は、全然関係のない第三者といえますか、たとえば具体的には文部省というようなことでございますが、その四つのケースが考えられる。そのどこでやるかという具体的な話になったときに、文部省がやるのはごめんだという考え方がかなり出てまいりました。しかし、大学がやるのはいまたいへんだから、でき得べくんば高等学校でやってくれないか、高等学校でやるなら差しつかえありませんと、こういう考え方なんです。

それから高等学校側は、それじゃ高等学校だけでやって、ああそういうものが行なわれませんか、われわれは関係がありませんと言われたんじゃ話にならないんだが、むしろ高等学校側からするならば、大学と高等学校共同の形においてやるのが、両者をつなげていく場合の一番正しいいき方じゃないかと。結局ディスカッションじゃなくて意見交換会ですから、そういうような意見で終わったんですが、先ほど申しましたように、その中の広域テストの問題が小委員会の中でもたいへん問題になりまして、これを出したらかえって大学側の反発を非常にこうむるんじゃないかというような御意見もありました。東京大学だけが一つの例で申しわけない

んですが、各地方地方ではそういうような胎動がないわけでもありませんし、また大学の先生の中には、自分の地域の大学を考えてみたらどうかということもあります。

私どもは、そのときにこういう提案を一つ東大側に出してみたいんです。学科、学部によっては、たとえば東京大学とか一橋大学とか教育大学とかいう近似的な大学が東京都内にあるじゃないかと、こういう都内の大学の同じ学部だったら、学部で共通のテストをやるというようなことも具体的な問題として考えられないわけじゃないかと、そういう点に対しては、東京大学側ではどういうふうなお考えを持っておられるかと。しかし、これは突然の提案でありますから、東大側でそういうことに対して、大学の入学試験を共通でやるというようなかまへはいまございませんので、何とも答えられないというような話で、まあいろいろ私どものほうから提案できるような話し合いも進めておったということですが、一番最初に申し上げましたように、広域テストというその概念が漠然としておりますが、調査書を重視してくれという以外に、私の受け取ったニュアンスとしては、その問題が解決されるならば東京大学の一次試験がかなりそれによって変わってくるだろう、まあ極端に推論をするならば、その成績と調査書両方でもって一次試験はそれでも可能じゃないかというようなおいがちよつとしておったんですが、これははっきりしておりません。そういうような内容がございました。

しかし現実の問題としては、高等学校にやれと言われてもたいへんなことなんで、それでただ意向だけを伺っておきたいということで実は終わったということがございまして、広域テストに対する危惧の念はまあまあ東京大学の事例だけでは問題にならないのですが、非常に否定的じゃなくて、多少可能の芽というものがあるということを認識して(筆者注:東京大学との懇談会から)帰ったわけなんです。(筆者注:後略)(西村三郎委員(東京都立白鷗高等学校校長) 第11回第25特別委員会速記録 30-40頁)

さて、「中央教育審議会第26特別委員会の審議経過について」(1970年1月12日)によると、以上の審議の後、第26特別委員会は報告の起草小委員会で検討を進め、1969年12月末に「高等教育の改革に関する基本構想試案」(骨子案)を各委員に送付し意見を募った上で、基本構想試案の草案が作成された。そして第25、26特別委員会で最終確認を行い、1970年1月に「高等教育の改革に関する基本構想試案(中間報告)」が発表された。そこでは、共通試験の創設を含めた大学入試に関する以下のような改善案が提示されている²⁾(中央教育審議会第26特別委員会 1970 72頁)。

十三 (大学入学者選抜制度の改善の方向) 大学入学者選抜制度がわが国の学校教育全般に及ぼす重大な影響にかんがみ、今後は、中等教育の段階で、その本来の目的に応じた勉学に専念した者の学習成果が公正に評価され、選抜に合格することだけを目的とした特別な学習をしないでも、能力・適性に応じた高等教育機関に入学できるようにすることを目標として、大学入学者選抜制度の改善をはかる必要がある。その場合、とくに次のような点について具体的な検討を進めることが望ましい。

- (1) 高等学校の調査書の改善とその選抜の基礎資料としての活用
- (2) 高等学校間の評価水準の格差を補正するための方法としての共通テストの開発と活用
- (3) 選抜制度の改善を進める実際上の手続き

[説明] この問題については、第二十五特別委員会の審議との関連もあり、今後さらに具体的に検討を進める予定である。

これまでの審議においては、この問題の解決については、高等学校と大学との協力関係が重要なこと、中等教育の段階における適切な進路指導が前提となるべきこと、大学側におけるアドミッション・オフィサーのような体制の整備が必要なことなどが指摘されている。

前述の通り、1969年の12月8日に提示された大学

中央教育審議会の「46 答申」における大学入試の共通試験制度構想の形成過程に関する考察

入試問題合同小委員会の「大学入学者選抜制度の改善に関する基本的な考え方について(報告)」では、高校の調査書の評価基準を補正する方法として、共通テストともに「アドミッション・オフィサーのような大学側の体制の整備も検討すべき」と記述されていたが、この試案以降、調査書の補正の方法としては共通テストのみが示されるに止まり、その手段としてアドミッション・オフィサーの整備が位置付けられなくなったという変化が確認できる²⁴。

4-1-4. 「46 答申」の発表

基本構想試案(中間報告)の発表後、約 30 の関係団体・審議会・官公庁等からヒアリングを行ったり公聴会も開催したりする中で試案を再検討し、1970 年 5 月に「高等教育の改革に関する基本構想(中間報告)」を公表した(中央教育審議会 1970)。

そして以上の報告の内容も含め、最終的に 1971 年 6 月に 46 答申が発表された。そこでは、共通試験を含む大学入試改革について以下のような具体的な改革案が提示された(中央教育審議会 1971)。

第 1 編 学校教育の改革に関する基本構想

(筆者注:中略)

第 3 章 高等教育の改革に関する基本構想

(筆者注:中略)

第 2 高等教育改革の基本構想

(筆者注:中略)

13 大学入学者選抜制度の改善の方向

大学入学者選抜制度がわが国の学校教育全般に及ぼす重大な影響にかんがみ、今後は、中等教育の段階で、その本来の目的に応じた勉学に専念した者の学習成果が公正に評価され、選抜に合格することだけを目的とした特別な学習をしないでも、能力・適性に応じた大学に入学できるようにすることを目標として、大学入学者選抜制度の改善をはかる必要がある。その場合、選抜方法の改善については、次のような考え方をとるべきである。

(1) 高等学校の学習成果を公正に表示する調査書を選抜の基礎資料とすること。

(2) 広域的な共通テストを開発し、高等学校間

の評価水準の格差を補正するための方法として利用すること。

(3) 大学がわが必要とする場合には、進学しようとする専門分野においてとくに重視される特定の能力についてテストを行い、または論文テストや面接を行ってそれらの結果を総合的な判定の資料に加えること。

〔説明〕大学入学者選抜制度が幾多の弊害を生みだす根本には、さまざまな社会的・経済的な要因があるが、わが国の高等教育機関のあり方自体にも問題がある。すなわち、特定の大学に希望者が集中し、能力の接近した者をして区別するための試験を行うことがその原因の一つである。これを改めるには、相当数の大学がそれぞれの分野において独自の特色を發揮しながら並存するよう整備充実をはかること、高等学校からどの大学へ進学するかによって、将来、より高度の勉学をする機会が事実上制約されることのない学校体系を考えることがたいせつである。また、大学が、もっぱら選抜に力を注ぐよりも入学後の成績評価を厳正にして、入学さえすればよいという安易な風潮を打破する必要がある。

選抜方法の改善の第一歩は、高等学校における学習成績の評価ができるだけ客観的な公正を維持できるよう専門的・技術的なくふうを行い、高等学校がわが生徒の将来についての教育的な判断に立って適切な進路指導を行うとともに、大学がわが調査書をできるだけ重視することである。

この場合、いわゆる学校間の格差が問題となるが、それを補正する方法として大学と高等学校の協力によって広域的に利用できる共通テストを開発する必要がある。このテストは、個人の学力の到達度を弁別するためというよりは、高等教育を受けるのに必要な基礎的な能力・適性を検出するためのものとすべきである。また、これらの資料や大学入学後の成績の追跡調査の結果などにもとづいて妥当な選抜の判定基準を確立するためには、大学に必要な専門家を中心とする組織を確立することがたいせつである。

上記のような基本方針にもとづき選抜方法の

改善を進めるには、そのために必要な研究が促進され、大学と高等学校の自主的な協力によって着実な改革が推進されることが望ましい。国は、それらの努力に必要な援助を与えるべきであるが、場合によってはみずから積極的な措置をとることも避けてはならないであろう。

なお、現在の入学者選抜制度は、私立学校にとっては財政上の問題とも深い関連があるので、その面に対する適切な配慮なしには問題は解決しないことを注意すべきである。

(筆者注:中略)

第2編 今後における基本的施策のあり方

(筆者注:中略)

第1章 総合的な拡充整備のための基本的施策

(筆者注:中略)

8 大学入学者選抜制度改革

政府は、大学入学者選抜制度が、学校教育全般の適切な運営を保障し、教育の社会的な役割が正しく発揮されるようにするうえに、重大な影響のある公共的な制度であることにかんがみ、これまでの慣行による弊害をすみやかに是正するため、本審議会の提案の方向に向かって、関係者の積極的な努力を助長しながら制度的な改革の実現を促進すべきである。

〔説明〕入学者選抜制度は、単に各学校がその方針にもとづいて入学者を選定する一般的な手続きであるばかりでなく、教育の過程にある青少年が、学校段階のくぎりをもっとも適切に移行できるようにする、広義の教育制度とみるべきものである。したがって、この制度は、本来各学校だけの都合によって運用されるべきものではなく、その公共性が重視されなければならない。現にその適否は、各段階の学校教育に実質的な影響を及ぼしているばかりでなく、学校を取り巻く一般社会にもさまざまな問題を投げかけている。

とくに大学入学者選抜制度は、これまで各大学の相当大幅な自由裁量によって運用されてきたが、もっぱら選抜に合格することを目的とする特別な学習の激化、選抜結果の妥当性に対する疑義、入学後の学習よりは受験競争の勝敗を

重視する傾向、大量の浪人の蓄積など、幾多の弊害のあることが指摘されており、そのすみやかな改善が各方面から強く要望されている。

このことについて本審議会が基本構想Ⅱの13で提案した改善措置は、これまで行われた多くの研究成果の結論とその方向が一致しており、近年、大学・高等学校の関係者の間でも、ほぼ同様な考え方によって解決の努力が払われつつある。しかしながら、政府は、この問題が多年の懸案であって、その前途にはなおいろいろな障害のあることを考慮し、それらの関係者の努力に対し適切な援助を与えるとともに、その実効を保障するため必要があるときは、立法措置を講ずることも検討すべきである。

同時に、この問題の背景には、固定化された学歴主義に由来する特定大学への志願者の過度の集中という特別な事情のあることを忘れてはならない。さきに4項で述べたとおり、各大学がそれぞれ独自の特色をもって並存するよう、今後における高等教育の整備充実に関する基本計画を策定し、その実現を推進することは、この観点からも政府の重要な施策でなければならない。(筆者注:後略)

46 答申における大学入試制度改革に関する内容は、1970年1月に第26特別委員会が発表した基本構想試案よりもより詳細に記述されているものの、特に、高校の調査書を入試の基礎資料として位置づけ、その高校間格差を補正するための手段として共通試験制度を創設し、その結果を活用するという点については、基本構想試案の内容を踏襲するものとなっていたと言える。そして、そうした具体的改革の実施のために、大学と高校が自主的に協力することや、国が必要な援助を与えたり立法等の措置をとったりする必要性についても指摘されていた。

4-2. 小括

ここまで、第26特別委員会の議事録・配布資料を中心に、適宜第25特別委員会のものも参照しながら、大学入試における共通試験制度構想に関連する審議内容を整理してきた。以上の検討から明らかになっ

中央教育審議会の「46 答申」における大学入試の共通試験制度構想の形成過程に関する考察

た主な点は次のようにまとめられる。

一点目に、第 26 特別委員会における大学入試制度改革に関する審議において、その本格的な検討開始当初から、具体的改革案の一つとして、高校での教育の積み上げや成果を尊重するために、高校の調査書をより重視した選抜を行うことが有力視されていたが、大学側の委員等からその方法に対する懸念が示されていた点が挙げられる。具体的には、高校ごとに評価の基準が異なっている点や、合理性、客観性、妥当性に対する不安の声が複数挙がっており、調査書を実際に選抜に利用することへのためらいや調査書だけを重視するという方策では不十分である点に関する指摘もなされていた。こうした中、文部省側や中教審会長・副会長により、高校の調査書の利用に関する懸念を緩和できるような改革案の一つとして、能研テストのような共通試験を実施しその結果も入試で評価することを通して、受験生の学力の客観性を担保する方法が提案されていた。

二点目に、第 25、26 特別委員会の委員から構成される大学入試問題合同小委員会により、中教審委員へ大学入試制度改革の各具体案に関するアンケート調査が実施されていた点が挙げられる。その中で、「高校調査書の重視」に関しては、9 割以上の委員が問題解決に有効だとし、また 6 割以上の委員が実行の困難性は小さいと回答しており、他の選択肢と比べて賛同する割合が高いという結果となった。一方で、信用度や高校間格差の問題、客観性や妥当性の担保の必要性等も引き続き指摘されており、統一試験の併用等が望ましいという意見もあった。そしてその共通試験制度については、8 割以上の委員が有効だと高く評価していたが、実行の困難性に関しては意見が拮抗しており、統制化や画一化への危惧や実施方法に関する課題等が指摘されていた。

以上の二点の他にも、政府が共通試験に予算措置を講ずるべきであるという意見が挙がっていた²⁵点や、高校側から東京大学との会談内容が説明され、その中で、東京大学が共通試験の実施を容認する姿勢を示しており、それを受けて高校側もその実施に期待感を持っていた点等、高校の調査書の観点以外にも、共通試験制度の実施を後押しする具体的な意見が複数挙がっていたことも明らかとなった。

一方、大学入試問題合同小委員会が審議の結果第 25、26 特別委員会に提出した報告には、入試において高校での学習成果が公正に評価されるための改革案として、これまでの審議やアンケート結果でも支持されていた高校の調査書を選抜の基礎資料とすることが挙げられていたが、そこには、評価水準の格差を補正するための手段として、広域的な共通試験制度の創設に加え、それほど支持が高くなかったアドミッション・オフィサーといった大学側の体制の整備も示されていた。この背景として、議事録の発言にもあったように、大学入試問題合同小委員会において共通試験制度を強く主張する意見がありそれを報告の中に入れる必要性があった一方、共通試験制度のみを提言するとそこにだけ焦点が当てられ問題となる可能性があったため、共通試験制度と抱き合わせて提示するといういわば消極的理由から大学におけるアドミッション・オフィサー等の整備も盛り込まれたと考えられる。だが、最終的に第 26 特別委員会が 1970 年 1 月に発表した「高等教育の改革に関する基本構想試案(中間報告)」以降は、高校間の評価水準の格差を補正するための方法としては、主に共通試験制度の実施・活用が示されることとなった。その理由に関して議事録や配布資料には明確な記載はないが、委員へのアンケート結果や審議における委員の発言に鑑みると、アドミッション・オフィサーといった大学側の体制の整備について触れる必要性を中教審の各委員がそれほど強く認識していなかったという理由から、結果として、共通試験制度と同等の位置付けではアドミッション・オフィサーの整備が提言されなかったと推察される。このような過程を経て、高校の調査書の活用とその補正のための共通試験の実施という組み合わせを前面に出した改革案が提言されたと言える。

5. 結語

本研究では、中教審第 25、26 特別委員会の議事録・配布資料を主な分析対象として、中教審の 46 答申で示された共通試験制度構想がいかなる形成過程を経て提起されたのかを検討してきた。

その結果、最も有力視されていた大学入試制度改革案の一つだった高校の調査書の重視に対し、委

員から相次いで示されていた客観性や妥当性等への懸念を解消するための手段として共通試験制度の実施・活用が提案されていた点や、中教審委員に対し大学入試制度の改革案に関するアンケートがとられ、高校の調査書の重視に加え共通試験制度についてもその有効性が実際に高く評価されていた点、加えて政府が共通試験に予算措置を講ずるべきであるという意見があった点や、高校側と東京大学が意見交換を行った内容が紹介され、東京大学が共通試験制度構想を容認する姿勢を示していた点が明らかとなった。更に、第25、26特別委員会の委員からなる大学入試問題合同小委員会の当初の方向性としては、高校の調査書の客観性や公正性を担保する手段について、共通試験制度だけではなく、そのみに注目が集まることを防ぐために、アドミッション・オフィサーといった大学側の体制の整備という案も同時に提起することが企図されていたものの、結局共通試験のみが高校の調査書の補正の主な手段として提起されることとなった経緯があったことも解明された。そして、その試案の内容を概ね踏襲した46答申が1971年6月に発表され、これを契機の一つとして、国大協と文部省を中心とした共通試験制度の具体的な検討と1979年からの共通一次試験の実施へと繋がっていったのである。以上に鑑みると、高大関係者の委員を中心に共通試験制度を支持する意見が多数存在し、それを改革案として提起する機運が高まっていたと言えることから、中教審の審議における一定の合意形成が実際に行われ、それを基に共通試験制度の創設が提起されるに至ったという点が示唆される²⁶。

本研究の課題は次の二点にある。一点目は、本稿で見てきた通り、大学入試制度改革に関しては第26特別委員会が中心となって審議を行っていたが、初等中等教育を主な議題としていた第25特別委員会も大学入試制度改革に関して検討を行っており、本稿では必要に応じてその議論も紹介したが、詳細な審議内容までは分析できなかった点が挙げられる。二点目に、中教審による共通試験制度構想に関しては、前述の通り第26特別委員会が1970年1月に発表した「高等教育の改革に関する基本構想試案(中間報告)」が基となっており、最終的に46答申ではその内容が踏襲されているが、試案から46答申の発表に至る検

討経過には触れられなかった点が挙げられる。上記二点の課題については、別稿で明らかにしたい。

註

¹ 共通一次試験以前には、「進学適性検査」(1948年度~1954年度)と「能研テスト」(1963年度~1968年度)が実施されていたが、両者とも大学・高校等からの反発が大きく採用大学が少なかったため、いずれも短期間で廃止された。

² なおこの語について、本稿では直接・間接引用で一部「内申書」という表記となっており、それ以外の部分は「調査書」という言葉で表記を統一しているが、本稿ではこの二つの言葉を同じ意味で用いていることを付言しておく。

³ 例えば浜林や大田は、共通一次試験に繋がる共通試験制度構想は中教審の審議や答申が契機となると指摘している(浜林 1978 16~17頁、大田 1982 107頁)。

⁴ 類似の指摘は、木村・倉元(2006 16~19頁)や木村(2007 189~191頁)でも見られる。

⁵ この他に、中教審が共通試験を含む大学入試改革を審議していた事実や、46答申等における大学入試改革に関する中教審の提言の内容に簡単に触れている先行研究や解説として、高橋(1970 46頁)、増田(1970 55~56頁)、白井(1970 37頁)、宮本(1973 71頁)、門田(1979 116~117頁)、中島(1980)、佐々木・寺崎(1983 296~297頁)、佐々木(1984 172頁)、小泉(1988 4頁)、佐々木(1993 56頁)、陳(2002 30頁)、中井(2007 204~205頁)、木村(2008 104~108頁)、中島(2014 78頁)等が挙げられる。

⁶ <https://www.digital.archives.go.jp/>(2021年7月26日情報取得)で資料を検索、閲覧した。

⁷ [https://www.digital.archives.go.jp/DAS/meta/listPhoto?LANG=default&BID=F000000000000422222&ID=M00000000001574144&TYPE=&NO=\(2021年7月26日情報取得\)参照。](https://www.digital.archives.go.jp/DAS/meta/listPhoto?LANG=default&BID=F000000000000422222&ID=M00000000001574144&TYPE=&NO=(2021年7月26日情報取得)参照。)

⁸ 第6回、第7回会議の速記録は [https://www.digital.archives.go.jp/DAS/meta/listPhoto?LANG=default&BID=F000000000000422138&ID=&TYPE=&NO=\(2021年7月26日情報取得\)参照。](https://www.digital.archives.go.jp/DAS/meta/listPhoto?LANG=default&BID=F000000000000422138&ID=&TYPE=&NO=(2021年7月26日情報取得)参照。)

⁹ なお、この審議以前の1969年8月に、第26特別委

中央教育審議会の「46 答申」における大学入試の共通試験制度構想の形成過程に関する考察

員会から「大学制度の改革に関する意見と提案アンケート」が、4年制大学の全教員や管理職にある事務職員、全ての短期大学・高等専門学校・高校の長等に対して行われていた(<https://www.digital.archives.go.jp/DAS/meta/listPhoto?LANG=default&ID=M0000000000001574086&TYPE=2021年7月26日情報取得>)。そして、「その他の大学制度に関連する問題」という設問において、「大学入学者選抜制度の改善」について取り上げられており、「1 高等学校の調査書を重視し、それに大学が行なう論文テストや面接の結果を加味する。」「2 高等学校の調査書と全国的な統一テストの結果から総合判定する。」「3 以上のものよりも、次のような方法がよい。」(自由記述)「4 とくに現在の選抜方法を変える必要はない。」という四つの選択肢が明示されていた。このことから、アンケートの作成・送付時点で共通試験制度に関する構想があったと考えられるが、紙幅の都合上、本稿では共通試験に関する検討が本格的になされるようになった第6、7回審議から議論の内容を確認していくこととする。

¹⁰ この案について、「中央教育審議会、第26特別委員会、討議資料(案) [10月13日、20日]」(<https://www.digital.archives.go.jp/DAS/meta/listPhoto?LANG=default&ID=M00000000000042222&ID=M0000000000001574100&TYPE=2021年7月26日情報取得>)を確認すると、「3 過度の進学競争と名目的な高学歴志向の弊害を除去する方策について」において、「(1) 中等教育の段階で、綿密な能力評価の積み重ねと段階的なコース分けによつて、高等教育へ直接進学できる資格を制限するとともに、大学区制を取り入れて特定大学への過度の集中を制限して学区内では中等教育機関の成績によつて進学できる方法をとることは考えられないか。」とある。

¹¹ この点について、配布資料「高等教育段階の学校体系に関する各種試案の対比」(https://www.digital.archives.go.jp/DAS/meta/listPhoto?LANG=default&ID=M0000000000001574103&NO=&TYPE=PDF&DL_TYPE=pdf 2021年7月26日情報取得)を確認すると、「A案(別種積上げ式)」「B案(多様並列式)」「C案(特殊複線式)」が挙げられている。このうちA案は、細分化されない総合専門教育を行

う「一般大学」の上に、特殊専門教育を行う「専門大学」、更にその上に大学院を設ける制度であり、B案は、総合専門教育や特殊専門教育、その他の多様な目的を持つ高等教育機関を並列し、進学者が自由に選択できる制度となっている。

¹² [https://www.digital.archives.go.jp/DAS/meta/listPhoto?LANG=default&ID=M0000000000000422222&ID=M0000000000001574108&TYPE=&NO=\(2021年7月27日情報取得\)参照](https://www.digital.archives.go.jp/DAS/meta/listPhoto?LANG=default&ID=M0000000000000422222&ID=M0000000000001574108&TYPE=&NO=(2021年7月27日情報取得)参照)。

¹³ なお、この当時、高校側が高校の調査書の重視に関して要望していた経緯があった。例えば、1970年に全国高等学校長協会の大学入試対策委員会がまとめた文部省の大学入試改善会議への要望では、大学が高校の調査書を重視することや、評価の物差しとしての統一テストを大学と高校の協同機関で実施しその結果と調査書を併用すること、一次試験と二次試験を実施する場合、一次試験の足切りは調査書だけにより定員の2~3倍で切ること等を提案しており、これ以降、毎年調査書の重視と共通テストを大学入試改善会議で主張していったという(本多 1980 17~18頁)。

¹⁴ [https://www.digital.archives.go.jp/DAS/meta/listPhoto?LANG=default&ID=M0000000000000422139&ID=&TYPE=&NO=\(2021年7月27日情報取得\)参照](https://www.digital.archives.go.jp/DAS/meta/listPhoto?LANG=default&ID=M0000000000000422139&ID=&TYPE=&NO=(2021年7月27日情報取得)参照)。

¹⁵ 管見の限り、大学入試問題合同小委員会の議事録については、開催日時・場所、議題、次回日時・場所、配布資料が記された「会議次第(第1回~第3回)」(https://www.digital.archives.go.jp/DAS/meta/result?DEF_XSL=default&IS_KIND=summary_normal&IS_STYLE=default&DB_ID=G9100001EXTERNAL&GRP_ID=G9100001&IS_START=1&IS_TAG_S1=all&IS_NUMBER=100&LIST_TYPE=default&IS_LIST_ON_OF=off&LIST_VIEW=&ON_LYD=on&IS_SORT_KND=asc&IS_SORT_FLD=sort.tror%2Csort.refc&IS_KEY_S1=%E5%A4%A7%E5%AD%A6%E5%85%A5%E8%A9%A6%E5%95%8F%E9%A1%8C%E5%90%88%E5%90%8C%E5%B0%8F%E5%A7%94%E5%93%A1%E4%BC%9A 2021年7月27日情報取得)を確認できるに止まるため、詳細な審議内容については不明である。

¹⁶ <https://www.digital.archives.go.jp/DAS/meta/listPhoto?LANG=default&ID=M0000000000000422221&ID=M0>

00000000001574056&TYPE=&NO=(2021年7月27日情報取得)参照。

¹⁷ 表2で示した項目の他に、「大学ごとの卒業認定制の廃止等」「大学間の移動の自由化、単位の相互承認」「特色ある大学の並立的整備」「就職のための公的資格試験制の拡大」「進路指導の強化」「大学在学中の成績評価の厳格化」という質問があった。

¹⁸ [https://www.digital.archives.go.jp/DAS/meta/listPhoto?LANG=default&BID=F000000000000422222&ID=M00000000000001574129&TYPE=&NO=\(2021年7月27日情報取得\)参照](https://www.digital.archives.go.jp/DAS/meta/listPhoto?LANG=default&BID=F000000000000422222&ID=M0000000000001574129&TYPE=&NO=(2021年7月27日情報取得)参照)。

¹⁹ 第11回第25特別委員会は<https://www.digital.archives.go.jp/DAS/meta/listPhoto?LANG=default&BID=F000000000000422120&ID=&TYPE=&NO=>、第15回第26特別委員会は[https://www.digital.archives.go.jp/DAS/meta/listPhoto?LANG=default&BID=F0000000000000422141&ID=&TYPE=&NO=\(2021年7月27日情報取得\)をそれぞれ参照](https://www.digital.archives.go.jp/DAS/meta/listPhoto?LANG=default&BID=F0000000000000422141&ID=&TYPE=&NO=(2021年7月27日情報取得)をそれぞれ参照)。

²⁰ なお、この他に「3 高等教育機関のあり方自体に関する改善の必要性」について記載があった。

²¹ なお、第25特別委員会の氏名・肩書は、『教育審議会の総合的研究』の84～85頁参照。

²² この委員会は、「東京大学入試制度調査委員会」(委員長 安藤良雄)のことだと考えられる。同委員会は、1964年4月に東京大学の評議会の決定に基づき設置され、総長の諮問を受け、東京大学の入試に関する調査・検討を行っており、1971年度から実施すべき入試改善の具体的方法について1970年6月に答申を行った(東京大学入試制度調査委員会 1970 1頁)。なお、この答申の中で、「本学としても、将来、十分信頼しうる『統一テスト』が行なわれる場合には、本学の第一次試験に代えることをふくめて、これを入学者決定になんらかのかたちで採用することを考慮すべきであると思われる。このためには、本学においても『統一テスト』のあり方についてさらに検討をつづける必要がある。」と示されており、実施の条件として、「(1)たんに調査書の信頼性を補充するというものではなく高等学校がいわば集団的に共同して大学進学資格者を推せんするという趣旨のものであること」「(2)その意味において実施主体は本来的には高等学校側であること」「(3)いわゆる『天下り』、『官製』

のもの、あるいは教育の国家統制を意味するものではないこと」「(4)高校の教育、とくに生徒の学習と生活を乱さないため、毎年の実施時期をなるべくおくらせること」「(5)そのほか統一テストの実施に当って予想される難点をできる限り除去するための配慮を行なうこと」が挙げられている(同 8頁)。

²³ なお、1969年12月15日の第17回第26特別委員会で配布された『『高等教育の改革に関する基本構想試案』に含まれる主要項目(案)』([https://www.digital.archives.go.jp/DAS/meta/listPhoto?LANG=default&BID=F000000000000422222&ID=M0000000000001574135&TYPE=&NO=\(2021年7月28日情報取得\)参照](https://www.digital.archives.go.jp/DAS/meta/listPhoto?LANG=default&BID=F000000000000422222&ID=M0000000000001574135&TYPE=&NO=(2021年7月28日情報取得)参照))を見ると、表紙の注に、「なお、大学入学者選抜制度、教員養成、医学教育等については、今後の検討にまつことを付記する。」とされており、更に、12月23日の「高等教育の改革に関する基本構想試案(骨子案)」([https://www.digital.archives.go.jp/DAS/meta/listPhoto?LANG=default&BID=F000000000000422222&ID=M0000000000001574138&TYPE=\(2021年7月28日情報取得\)参照](https://www.digital.archives.go.jp/DAS/meta/listPhoto?LANG=default&BID=F000000000000422222&ID=M0000000000001574138&TYPE=(2021年7月28日情報取得)参照))にも大学入試改革に関しては記載がなかった。結局基本構想試案に大学入試改革について盛り込まれるようになったはつきりした理由は不明である。だが、例えば12月18日の第18回第26特別委員会で、「大学入学者選抜制度というようなことは今後の検討にまつというようなことでもいいのかもしれませんが、これは相当二十六では時間をかけておやりになったテーマですし、今後の高等教育機関の位置づけということが非常に世間の関心を呼んでおりますだけに、何らかの形で出す必要がありはしないか。少なくとも問題提起だけはかなり明確にしておいていただいて、そして四月の中間答申までにはこういったものについても中教審全体の方向が出るんだというようなことも伝えていただく必要があるんじゃないか」というような感じがします(若泉委員 第18回第26特別委員会速記録([https://www.digital.archives.go.jp/DAS/meta/listPhoto?LANG=default&BID=F000000000000422142&ID=&TYPE=&NO=\(2021年7月28日情報取得\)参照](https://www.digital.archives.go.jp/DAS/meta/listPhoto?LANG=default&BID=F000000000000422142&ID=&TYPE=&NO=(2021年7月28日情報取得)参照)) 257~258頁)という意見もあったように、この骨子案を1969年末に各委員に送付した際に大学入試に関しても言及するべきだという何らかの意見が出たために、基本構想試案に

も盛り込まれることになったのではないかと推察される。

²⁴ なお、嶋野はこの中間報告の記述等から「文部省当局は、入学者選抜方法の改善を図るための方策として、共通試験の導入については勿論、アドミッション・オフィス整備の構想についても放棄したわけではなかった」と指摘している(嶋野 2020 23 頁)。

²⁵ こうした意見が、先に挙げた 46 答申の第 1 編第 3 章「第 2 高等教育改革の基本構想」における「国は、それらの努力に必要な援助を与えるべきであるが、場合によってはみずから積極的な措置をとることも避けてはならないであろう。」といった部分に反映されていたと考えられる。

²⁶ なお、本研究における以上の知見からは、共通一次試験の創設が実質的には文部省主導だったという先行研究の見解の再検討に繋がる可能性も指摘できる。例えば大田は、共通一次試験について「国大協がイニシアを取ったというよりも、文部省の筋に乗せられたというふうに判断せざるを得ない」とした上で、進学適性検査や能研テストの実施といったこれまでの経緯から判断して、共通一次試験の実施により「文部省は思いを果たしたという意識があるのではなかろうか」と説明している(大田 1982 106、109 頁)。また黒羽は、「共通一次をどうしても実施したい自民党・文部省と、国立大学の入試期日を一元化したい国大協との妥協」によって共通一次試験制度が実施されたと指摘している(黒羽 1985 64 頁)。一方で本研究の分析結果からは、前述の通り中教審で一定の合意形成が図られていたと言えるため、この点で文部省だけの意向に基づき制度が提起されたわけではなかったと考えられる。なお、例えば佐々木も、共通一次試験が「国大協はじめいくつかの団体の独自の活動の結果として創出されたものとみえるにもかかわらず、事態は全体としては、直接には 1969 年以來の中教審、文部省の慎重な配慮のもとに進行したということが出来る」と述べ(佐々木 1984 174 頁)、中教審も文部省と共に共通一次試験制度の推進主体だった点を指摘しているが、本研究のように中教審における検討内容を詳細に分析していない点で不十分である。

参考文献・資料

- 石村雅雄(1989)「答申に至る審議経過」清水俊彦編著『教育審議会の総合的研究』多賀出版、86-93 頁
- 大田堯(1982)『入試制度改革論』総合労働研究所
- 大谷奨(2020)「共通第 1 次学力試験の導入とその前後—何が期待され何が危惧されたのか—」宮本友弘編著『変革期の大学入試』金子書房、2~20 頁
- 門田陽一(1979)「共通一次試験の問題点」『前衛』第 437 号、112~121 頁
- 木村拓也(2007)「戦後大学入学者選抜における原理原則の変遷—『大学入学者選抜実施要項』第 1 項 選抜方法』の変遷を中心に—」『大学入試研究ジャーナル』No.16、187~195 頁
- 木村拓也(2008)「格差を拡げる入試制度はどのように始まったのか?—日本におけるオープンアドミッション・システムの淵源—」『クオリティ・エデュケーション』Vol. 1、91~113 頁
- 木村拓也(2014)「大学入試の歴史と展望」繁樹算男編著『新しい時代の大学入試』金子書房、1~35 頁
- 木村拓也・倉元直樹(2006)「戦後大学入学者選抜制度の変遷と東北大学の AO 入試」『東北大学高等教育開発推進センター紀要』第 1 号、15~27 頁
- 黒羽亮一(1985)「大学入学者選抜における統一試験の役割に関する歴史的考察」『広島大学大学教育研究センター 大学論集』第 14 集、55~71 頁
- 小泉徹(1988)「国立大学入試制度の変遷」『調査と情報』第 80 号
- 佐々木享・寺崎昌男(1983)「附論一 共通一次試験を中心とする入試制度改革に関する考察と意見」日本教育学会入試制度研究委員会編『大学入試制度の教育学的研究』東京大学出版会、291~312 頁
- 佐々木享(1984)『大学入試制度』大月書店
- 佐々木享(1993)「大学入試の歴史(第 41 回) 共通試験の時代(2)」『大学進学研究』VOL. x v-2、53~57 頁
- 嶋野英彦(2020)「国立大学におけるアドミッション・オフィスの系譜」倉元直樹編著『「大学入試学」の誕生』金子書房、18~37 頁
- 白井実(1970)「大学入試制度改善の経過と今後の問題」『厚生補導』45 号、27~37 頁
- 先崎卓歩(2010)「高大接続政策の変遷」『年報 公共

- 政策学』第4号、59~89頁
- 高橋恒三(1970)「中教審『高等教育の改革に関する基本構想試案』について」『時の法令』第710号、40~46頁
- 中央教育審議会(1970)「高等教育の改革に関する基本構想(中間報告)」『厚生補導』51号、7~27頁
- 中央教育審議会(1971)「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について(答申)」
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chuuou/toushin/710601.htm 2021年7月30日情報取得
- 中央教育審議会第26特別委員会(1970)「高等教育の改革に関する基本構想試案(中間報告)」『教育委員会月報』第21巻、第10号、51~72頁
- 陳月蘭(2002)「戦後日本の大学入試制度の改革についての考察」『近畿数学教育学会会誌』第15号、27~37頁
- 東京大学入試制度調査委員会(1970)「入学試験の改善に関する答申」
- 中井浩一(2007)『大学入試の戦後史 受験地獄から全入時代へ』中央公論新社
- 中島直忠(1980)「共通第一次学力試験の成立過程—発想原点—制度の構造」『教育と医学』第28巻、第10号、982~988頁
- 中島正樹(2014)「共通一次の目的とその実態」『福岡大学大学院論集』第46巻、第2号、77~85頁
- 浜林正夫(1978)「共通一次テストの社会的背景」『季刊 教育法』第27号、15~24頁
- 藤本敦夫(1989)「1971年答申に至る中教審の組織構造」清水俊彦編著『教育審議会の総合的研究』多賀出版、77~83頁
- 本多二郎(1980)『共通一次試験を追って』評論社
- 増田貫一(1970)「大学教育反動化の新しい段階—中教審の『高等教育改革基本構想』について—」『文化評論』NO.102、44~61頁
- 宮本裕三(1973)「大学入試の諸問題—大学入試改革と統一テストを中心として—」『香川大学一般教育研究』第3巻、71~82頁

【謝辞】

本稿は、JSPS 科研費 19J21364 の助成を受けたものである。